

市からの連絡帳



8月は、市都民税普通徴収第2期の納期です。
 ~納付には、便利な口座振替を~
 納税課 ☎(☎042 - 460 - 9832)

市税・年金

公的年金等から算出される市民税・都民税第1期・第2期の納付をお忘れなく

公的年金等受給者の納税の便宜を図る観点から、65歳以上の方を対象に、公的年金等から市民税・都民税の特別徴収(引き落とし)が行われています(「年金特徴」といいます)。

平成23年度から新規に年金特徴の対象になった方(昭和20年4月3日~昭和21年4月2日生)や、平成22年度に年金特徴が停止になり、平成23年10月から年金特徴が再開される方は、年税額の2分の1相当額を普通徴収(個人納付)第1期・第2期で納付していただきます。

市民税・都民税の納税義務者のうち、年金特徴の対象となる方は、6月にご本人に送付しました「納税通知書」にてお知らせしています。納付方法、普通徴収による納期ごとの納付額、年金特徴により納付していただく税額などについては、「納税通知書」の3ページ(図1参照)に記載しています。納税通知書をご確認いただき、普通徴収による納付分がある方は、納め忘れのないようご注意ください。

【図1】収入が公的年金等のみで、平成23年10月から年金特徴が開始される方の例

徴収方法	納付額
給与特別徴収税額	11,000
年金特別徴収税額	11,000
普通徴収税額	11,000

年金特徴が開始される方は普通徴収税額欄にも金額が記載されています。(納税通知書3ページ上部)

❖コンビニでも納付できます!
 納税通知書(口座振替の方を除く)に同封した納付書は、コンビニエンスストアでもご利用できます(ただし、納付書1枚あたりの税額が30万円以下のものに限り)。詳細は納税通知書の6ページをご覧ください。

市民税課 ☎(☎042 - 460 - 9827)

国民年金保険料収納業務の民間委託について

日本年金機構では、国民年金保険料を納め忘れていた方に対する「電話や文書、戸別訪問による納付督促や保険料の収納業務」について、民間委託を実施しています。

事務事業評価中間結果に関する市民説明会

市では、平成18年度から行政評価制度を本格導入し、事務事業の検証、見直しを行ってきました。平成23年度は、全84事業について評価を実施しています。これらの中間結果について、市民説明会を開催し、報告するとともに、皆様のご意見を募集します。

説明会
 時 8月8日(月) 午後2時~、午後7時~
 場 防災センター6階 田無庁舎2階
 内 行政評価の取組状況および評価結果
 過去の行政評価結果などは市HPからご覧になれます。
 企画政策課 ☎(☎042 - 460 - 9800)

西東京市内における業者は、次のとおりです。

受託業者 (株)アイヴィジット
 (渋谷区代々木2-4-9・☎0120-927-866)

☎武蔵野年金事務所
 (☎0422-56-1411)
 保険年金課 ☎
 (☎042-460-9825)

後期高齢者医療被保険者証をお持ちの方へ

~一部負担金の割合を8月1日に見直しました~

一部負担金の割合は毎年8月1日に見直しています。見直しにあたっては、世帯の状況と前年の所得に対する住民税課税所得(課税標準額)により定期判定されます。

【一部負担金の割合】

❖一般...1割
 基準収入額適用申請書提出者も含む

❖現役並み所得者...3割

【一般】(1割負担)

同じ世帯にいる後期高齢者医療制度の被保険者全員の住民税課税所得(課税標準額)が145万円未満の被保険者

【現役並み所得者】(3割負担)

住民課税所得(課税標準額)145万円以上ある被保険者やその方と同じ世帯にいる被保険者

住民税課税所得(市民税・都民税の課税標準額)とは、総所得金額から各種所得控除などを差し引いて算出します。

定期判定後一部負担金の割合が変わる方には、新しい被保険者証を7月下旬にお送りしました。

❖一部負担金の割合に変更のない方有効期限が平成24年7月31日までですので、現在お持ちの被保険者証をそのままご使用ください。

❖一部負担金の割合に変更があった方 8月1日(月)から新たな一部負担金の割合が適用されますので、月の初めに医療機関に受診される時には、窓口の一部負担金の割合の変更があった事を申し出てください。

新しい被保険者証を受け取られた方は、必ず古い被保険者証はお返しください。

広域連合では、後期高齢者医療制度について、「東京いきいきネット」HPで情報提供を行っています。ご利用ください。

*HP <http://www.tokyo-ikiiki.net/>
 保険年金課 ☎
 (☎042-460-9823)

福祉

敬老行事に補助金を交付

市では、9月の敬老月間内に、地域個人・地域団体の方々の企画・参加により行われる敬老行事に、補助金を交付します。

実施期間 9月1日(木)~30日(金)(敬老月間)

参加団体[※] 敬老の行事として催しを行う個人・地域団体[※]

申請は1回限り(特別養護老人ホームなどの事業者が主催する行事は除く)

補助対象行事 「敬老」の文字が入った敬老行事で、市内70歳以上の方が15人以上参加するもの(ハイキング、カラオケ大会、食事会、囲碁将棋大会、観劇会[※])

補助金額

1行事に対して上限2万円

申請 8月1日(月)から行事開催の2週間前までに、交付申請書に必要な事項を記入し、高齢者支援課に提出

申請書配布 高齢者支援課 田無庁舎1階、保谷保健福祉総合センター1階)各出張所、各福祉会館、各老人福祉センター、老人憩いの家(おあしす)

高齢者支援課 ☎
 (☎042-438-4028)

心身障害者自動車燃料費助成の申請

☎ 身体障害者手帳1~3級・愛の手帳1~3度・脳性まひ者児・進行

性筋萎縮症の方で運転する同居の家族がいる方 身体障害者手帳1~4級で自ら運転する方

受付期間 8月8日(月)~31日(水)(土・日曜日を除く)

受付場所 障害福祉課(保谷庁舎1階・田無庁舎1階) 郵送も可

必要なもの 現況届兼請求書(対象者には用紙を送付済み)

障害者本人の認印(代理人の方が申請する場合はその方の認印も)

車検証のコピー 運転免許証のコピー

障害者本人の振込先口座番号(20歳未満の場合は保護者の口座可) 請求対象期間内に給油した際の領収書など(原本)

対象期間 平成23年2月~7月(この間に新たに認定申請をされた方は、認定申請月から7月まで)

障害福祉課 ☎
 (☎042-438-4035)

心身障害者タクシー料金助成の申請

従来のタクシー利用券の有効期限切れに伴い、新しいタクシー利用券を交付します。

従来のタクシー利用券は使えませんので、未使用分は返却してください。

☎ 身体障害者手帳1~3級・愛の手帳1~3度の方

受付期間 7月29日(金)~8月31日(水)(土・日曜日を除く)

期間以降も申請できますが、申請した月分からの助成となります。

受付場所 障害福祉課(保谷庁舎1階・田無庁舎1階)

パブリックコメント(仮称)西東京市文化芸術振興計画

パブリックコメント
 市民意見
 提出手続き

文化振興課 ☎(☎042 - 438 - 4040)

策定趣旨	「西東京市文化芸術振興条例」に基づき、西東京市の文化および芸術分野における振興施策を総合的に推進するため、計画を策定します。
閲覧方法	8月1日(月)から 情報公開コーナー(両庁舎) 市HP、保谷こもれびホール、西東京市民会館
対象	市内在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所がある法人、または団体
提出期間	8月1日(月)~8月31日(水)
提出方法	直接持参(保谷庁舎3階) 郵送(〒202-8555 市役所文化振興課) ファックス(☎042-438-2021) Eメール(市HPから)
公表予定日	10月中旬(予定)
意見提出には、住所・氏名の記載が必要です。匿名意見は受け付けませんので、必ずご記入ください。ご意見には個別に回答しません。	

パブリックコメント
 市民意見
 提出手続き

平成23年度事務事業評価

企画政策課 ☎(☎042 - 460 - 9800)

策定趣旨	平成23年度事務事業評価中間結果について皆さんの意見を募集します。今回は、全84事業について評価を実施しています。
閲覧方法	8月8日(月)から 情報公開コーナー(両庁舎) 市HP
対象	市内在住・在勤・在学者、市内に事務所または事業所がある法人、または団体
提出期間	8月8日(月)~9月9日(金)
提出方法	直接持参(田無庁舎3階) 郵送(〒188-8666 市役所企画政策課) ファックス(☎042-463-9585) Eメール(市HPから)
公表予定日	10月(予定)
意見提出には、住所・氏名の記載が必要です。匿名意見は受け付けませんので、必ずご記入ください。ご意見には個別に回答しません。	